

公益社団法人自動車技術会 特定資産取得・改良資金規則

(目的)

第1条 この規則は、公益社団法人自動車技術会における特定の財産の取得又は改良に充てるために保有する資金（以下、「特定資産取得・改良資金」という。）の取り扱いに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、特定資産取得・改良資金とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（平成19年9月7日内閣府令第68号）第22条第3項第3号に定める特定の財産の取得又は改良に充てるために保有する資金をいう。

(原則)

第3条 この規則による取り扱いについては、認定法施行規則に則り行うものとする。

(保有の要件)

第4条 保有しようとする特定資産・改良資金は、次の各号に定める要件を満たさなければならない。

- (1) その資金の目的である資産を取得し、又は改良することが見込まれること
- (2) その資金の目的である資産取得等に必要な最低限が合理的に算定されていること
- (3) 理事会の議決を経ること

(管理項目)

第5条 特定資産・改良資金を保有するには、資産ごとに、次の各号に定める事項を明確にしなければならない。

- (1) その資金の名称
- (2) 対象となる資産の名称
- (3) 目的
- (4) 計画期間
- (5) 資産の取得又は改良等の予定時期
- (6) 資産取得又は改良に必要な最低額
- (7) 前号の算定根拠

(理事会の議決)

第6条 第4条第1項第3号の理事会の議決は、資産ごとに、前条の各号に定める事項を提示した上で行わなければならない。

(管理・取崩し)

第7条 特定資産・改良資金については、貸借対照表及び財産目録上名称を付した特定資産として、他の資金と明確に区分して管理する。

2 前項の資金については、その資金の目的である支出に充てる場合を除くほか、取崩すことができない。

3 前項にかかわらず、目的外の取崩しを行う場合には、理事会の議決を経なければならない。積立計画の中止、資産取得等に必要な最低額及び積立期間の変更についても同様とする。

(管理簿)

第8条 保有する特定資産・改良資金については、必要な事項を管理簿に記載し、管理しなければならない。

2 前項の管理簿の様式は、処理基準に定める。

(公開)

第9条 特定資産・改良資金については、第5条及び第7条に掲げる事項を公益社団法人自動車技術会情報公開規則に基づき、事務所における書類の備置き及び閲覧を行う。

(処理基準)

第10条 この規則の運用に必要な細則については、財務委員会において処理基準を定め、これによるものとする。

(改廃)

第11条 この規則の改廃については、運営企画会議において審議し、理事会の議決を経なければならない。

附 則

- 1 この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人設立の登記の日から施行する。(2011年4月1日登記)